

平成31年3月8日（金曜日）午前10時0分開議

日程第2 議会議案第2号

県立高等学校適正化実施計画の賛否を問う市民投票条例の制定について

- 議長（東久保耕也君） 次に、日程第2、議会議案第2号 県立高等学校適正化実施計画の賛否を問う市民投票条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

- 16番（三橋和史君） 県立高等学校適正化実施計画の賛否を問う市民投票条例の制定につきまして、提案理由説明を申し上げます。

昨年、平成30年6月8日に奈良県教育委員会が発表しました県立高等学校適正化実施計画案につきましては、奈良市内に存する複数の県立高等学校が対象にされ、市内における県立高等学校の普通科定員が大幅に削減されること、県立平城高等学校を閉校させ、主要建物の耐震性能が国の定める基準よりも大幅に低い県立奈良高等学校を平城高等学校跡地に移転させることなどを内容としており、次代を担う世代を中心に、多くの奈良市民が影響を受けるものであります。

同計画の策定過程につきましては、具体的な内容が示された上での意見公募手続が経られたものではなく、しかも、発表からわずか1カ月足らずの同年7月3日に、奈良県議会においてたった数時間という不十分な審議を経たばかりで拙速に議決されるに至ったものであります。

この点につきましては、奈良県教育委員会による関係者への説明や理解を得るための努力が不十分であり、手続的に違法、不当な点があるとの市民や報道機関、有識者らによる指摘が絶えず、異論が相次いでいる状況であります。

さらには、平成27年のその時点で既に平城高等学校の事実上の閉校を県教育委員会内で決定していたにもかかわらず、奈良県は平成30年6月までこの事実を隠蔽したまま、まるで中学生及びその保護者らを欺いて入学者を募集し続けていたのであり、在校生及びその保護者並びに卒業生らにその事実を説明することなく、同校の施設整備のための寄附金なども受領していたという、信義に反し、極めて背信性の強い事実も発覚いたしました。

また、奈良高等学校につきましては、その大半の主要建物の耐震性能が著しく低く、構造耐震指標I_s値は管理教室棟・普通特別教室棟、北棟で0.17、管理特別教室棟、南棟で0.32、校舎棟の一部、渡り廊下では0.11、屋内運動場——体育館で0.05と非常に低く、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく危険性が高い状況にあり、地震の振動及び衝撃により倒壊または崩壊する危険性があり、または危険性が高いとされている水準、またその基準点を大きく上回っている水準であることが発覚いたしました。しかも、この数値は平成13年の耐震診断の結果によるものであり、現在までの約20年近くにも及ぶ長期間、これを事実上放置してきたことが発覚いたしました。

この点につきましては、平成30年7月に私から奈良市長に対しまして、奈良市地域防災計画において同校を第二次避難所として指定していることは不適切であることを指摘したところ、市長

は8月に指定を解除されました。

さらに、本市議会でも取り上げましたが、私から耐震改修促進法の所管行政庁としての奈良市長に対し、施設の所有者であります奈良県に行政指導を行うよう求めましたところ、市長はその必要性を認めて、これを実施された経緯がございます。

平城高等学校を閉校させ、奈良高等学校をその跡地へ移転させるという点につきましては、教育予算を投じることなくこの耐震問題を解決させるため、すなわち学校の耐震化を放置してきた行政関係者がその責任を免れるためだけの一切の教育理念なきものであるということは、一点の曇りもなく疑う余地のないところであります。この人命軽視の異常でずさんな県教育委員会の対応は、全国から強い批判の対象となり、奈良県における公教育への信頼を失墜させたものと言うほかないものであります。

そして、県教育委員会は、同計画を進めようとするに当たり、奈良市教育委員会に対しても、また、奈良市立中学校を含む県内の各中学校に対しても中学生の進路指導に必要な情報を提供することなく、したがって、中学生やその保護者らにおいて、進路選択に資する情報を十分に受領することのできない中で彼らは人生にかかわる選択を迫られ、大きな混乱を来している状況にあるということは紛れもない事実であります。

また、既に高等学校へ進学している高校生らにとりましては、市立中学校において行われた進路指導の内容を信じて学校を選択し、各高等学校に進学したという経緯があり、入学後わずか2カ月しか経過していない時点で閉校の事実を知らされ、また、生命侵害の危険性が高い建物での学校生活を余儀なくされるに至ったところ、市立中学校における進路指導の段階においてはそのような内容は一切知らされていなかったというのであり、学習や部活動に取り組む良好な環境が整えられ、安全な施設において静ひつな環境で学校生活を送るべき当然のこととして保障されるべき期待権を大きく裏切るものであります。

これらの事実は、同計画は奈良県の事務である県立高等学校の運営に関する内容であるものの、主として奈良市域における中学校から高等学校までを通じた中等教育のあり方を一体的に見たとき、市が所管する範囲の教育行政に影響があるばかりか、奈良市民にとって不利益が生じるおそれがあることは明らかであって、この奈良市において市民の賛否を問うことの必要性は十分に認められるものであります。

同計画の異常な策定過程及び異常な内容につきましては、在校生や保護者がその問題点をめぐりまして訴訟を提起するまでに発展しており、もはやこの一連の動きを発生させてしまっていること自体が、同計画が策定されるに至った手続及びその内容について、その正当性は到底認められないものと言うべきであります。

奈良市議会は、平成30年6月25日に県立高等学校適正化実施計画案の議決の延期と説明を求める意見書を全会一致で採択し、奈良県、関係機関へ通知いたしました。右のとおり、説明は尽くされず、奈良県議会においては議決も行われ、結果として同意見書の内容には応えられなかった経緯がございます。

また、これまでに平城高等学校の存続と奈良高等学校の現地建てかえを求める意見を中心にして、同計画に異論を唱える約5万筆にも上る署名が文部科学大臣や奈良県の関係機関に対して提出されているものの、県教育委員会教育長は、県民的な合意を得ているなどと根拠なき主観に基づき、計画を見直す考えがない旨の姿勢を示しており、奈良市議会の総意や署名活動などではもはや県教育委員会に異論が相次いでいる現実を受け入れさせることはできず、彼らの民意を無視

する姿勢には、多くの市民、県民が失望のどん底に蹴落とされ続けているのであります。

期待権を侵害されている高校生や卒業生らと生命の危険にさらされている高校生らはもちろんのこと、同計画によって大きな影響を受ける奈良市民らは、その声を市政、県政に届けんと欲して届けることができず、この奈良市議会の良心を通じてその切実な住民の声を届ける機会が与えられんことを、最後の望みとして期待しているのであります。

国家百年の大計である教育施策を誤るようなことがあれば、現在の政治家はいかにしてもその罪を滅ぼすことはできないのであります。よって、同計画に関する重大な疑義をただし、重大な影響を受ける奈良市民の意思を的確に反映させるため、市民による投票を実施しようとするための条例制定を目指すものであります。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東久保耕也君） 質疑に入ります。

通告がございますので、発言を許します。

4番山出君。

（4番 山出哲史君 登壇）

○4番（山出哲史君） 改革新政会の山出哲史でございます。

会派を代表して、議会議案第2号、県立高等学校適正化実施計画の賛否を問う市民投票条例、これから後のやりとりでは略した形で条例案と申し上げさせていただきます。その制定について、大きく2つの観点から、一問一答で質疑をいたします。

1つ目に、市民投票を実施することの意義と有効性の観点から、もう1つは、費用がどの程度必要になるかの観点から質疑をいたします。

まず、提案者の三橋議員に伺います。

条例案の市民投票を実施した場合に、必要になるであろう予算額についてお教え願います。

1問目は以上でございます。

○議長（東久保耕也君） 16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） 山出議員の御質問にお答えいたします。

先般、議会に対して副市長が示した見解によりますと、選挙と同規模の水準で投票所などを設けた場合には、単独実施で1億4000万円、地方選挙や今回予定されております参院選などと同時に実施した場合には約1000万円が必要になるとのことでございます。単独実施の場合には、投票所数などの精査により費用縮減を図ることも可能であると考えております。

この点につきましては、民主主義の過程にはコストを要するものであるという認識が必要であるというふうに考えております。

提案理由説明においても申し述べましたように、国民主権原理の根拠の一つであります正当性の契機、これが著しく減退しているという状況にあるということは紛れもない事実でございます。民主主義の過程に瑕疵があるということを経験として問題を提起して、市民投票条例を提案してございますので、必要最小限度の費用を投じてでも奈良市域における中学校から高等学校までの中等教育の一体的な公教育の未来について賛否を問うことの必要性が、財政上の事情を理由として減退するものではないというふうに考えております。

また、仮に現実的な問題として費用対効果の観点から検討いたしましても、私は議員になりましたからこれまで全ての会期で質問に立たせていただいて、数多くの分野で無駄な支出を削り、

入るべき歳入の確保を図ってまいりました。主なものでも、防災施策における緊防債の適用による数億円、公有財産の不法占用の是正による年間歳入1000万円、その他学校等における事務効率化などでも費用換算で数億円の効果が出ている施策を実現してまいりました。これらの費用をぜひそれに、市民投票に充てていただきたい。

そのことは置いて、民主主義社会における議員の責務、これは何なのかということ考えたとき、特に私ども基礎自治体における議員の役割は一体何なのでしょう。それは民意の反映であります。私は、奈良市議会が昨年、全会一致で意見書を採択している、しかしながらこの目的は一切達成されていなかったというこの現実を鑑みますと、奈良市議会の議員各位のあの日の表決が信念を持ったものだということであれば、議員報酬を削減してでも民意の反映のために直接民主的な市民投票を実施するため、本条例案を可決すべきであるものと考えております。1人30万円ずつ報酬削減すれば実施できる市民投票であります。財源がないことは否決すべき理由にはならないものと考えております。

以上、回答でございます。

○議長（東久保耕也君） 山出君。

○4番（山出哲史君） 三橋議員、ありがとうございました。

できましたら、もうちょっと簡潔にお聞きしたことにお答えくださったら助かります。ありがとうございます。

今の御答弁の中に副市長のお話も入っていましたが、それから少し時間がたっておりますので、改めまして財務部長にもお伺いしたいと思っております。

同様に、条例案の市民投票を実施した場合に必要なであろう予算額についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（東久保耕也君） 財務部長。

○財務部長（辻井 淳君） お答えいたします。

通常の選挙と同様の形で実施という条件でのあくまでも試算でございますが、単独実施の場合では約1億円程度、参議院議員選挙と同日で実施する場合ですと、投票事務に係る人件費で約1000万円必要となり、その他の執行経費を合わせますと約3000万円程度と考えております。さらに、公報を配布する場合がありますと、これに約1500万円の追加費用を要すると試算しております。

なお、財源につきましては一般財源となりますので、財政調整基金からの繰り入れ等が考えられます。

以上でございます。

○議長（東久保耕也君） 山出君。

○4番（山出哲史君） 部長、ありがとうございました。

では、次の項目に移らせていただきます。

三橋議員に伺います。

市民投票で賛否を問う対象となります県立高等学校適正化実施計画の内容についてであります。条例案の第1条に、本計画の中で奈良市にかかわる内容の一部が具体的に書かれています。しかしながら、奈良市以外に立地する例えば大淀高校と吉野高校の統合計画、大宇陀高校と榛生昇陽高校の統合計画などについては書かれていません。

この4校につきましては、今月6日に締め切られました今年度の県内公立高校一般選抜の出願

におきまして、軒並み出願者数が募集人員を大きく下回っている状況がございます。このような計画内容も、市民投票により賛否を問う対象に含まれるのかについてお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 自席よりお答え申し上げます。

条例案の第1条はいわゆる目的規定でございまして、賛否を問う対象を明らかにするための規定でございまして。すなわち、奈良市において特に影響を受けるもののみ抽出いたしまして特定するため記載したものでございまして、県立高等学校適正化実施計画を一体としてその賛否を問うものでございまして。

○議長（東久保耕也君） 山出君。

○4番（山出哲史君） よくわかりました。ありがとうございます。

では、次の質疑に移ります。

条文について、引き続き三橋議員に伺います。

条例案の目的第1条は、「市民の意思を的確に反映させることを目的とする。」と締めくくられています。県内各地に立地する10校を超える県立高校にかかわる、それぞれ内容の異なる複数の計画を一まとめにして投じられた賛否の結果を、市民の意思を的確に反映されたものとしてよいのか、不安があります。お考えをお聞かせください。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 繰り返しになりますが、この条例案で「賛否を問う」としてございますのは県立高等学校適正化実施計画、今般、県教育委員会が進めようとしているものに関してでございます。その中身につきましては、多様な要素がある一方で、特に奈良市民が大幅に影響を受けるものが数多く含まれてございます。その点に特に着目をいたしまして、この奈良市内においての市民投票を実施いたす意義は大きいものと考えております。

○議長（東久保耕也君） 山出君。

○4番（山出哲史君） ありがとうございます。

では、最後に、投票結果の尊重等、第10条について質疑をさせていただきます。

先にちょっと条文を読み上げさせていただきます。第10条、「市長は、市民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示しなければならない。」、「2 市議会、市長及び教育委員会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。」、「3 市長は、文部科学大臣、奈良県議会、奈良県知事及び奈良県教育委員会に対し、速やかに市民投票の結果を通知するものとする。」とございます。

例えば、投票が低調であって、投票率が5%や10%であった場合でも条文どおりにその結果を尊重し、国や県に結果を通知するというところでよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） お答えいたします。

第10条に関しまして、特にお尋ねの部分は同条第2項の尊重の意義に関してかと存じます。

市民投票の結果につきましては、市民の民意のあらわれでございまして、市議会、市長及び市教育委員会はそれを尊重するものという規定を設けた次第でございまして。

尊重のあり方につきましては、投票率の高低、最高得票の選択肢とそれ以外の選択肢との差などを考慮要素といたしまして各機関において判断されるものと考えておりますが、市民投票の結

果に反してその後の特段の事情の変更などがない場合には、それを否定するような意思表示を行うというようなことはこの規定の趣旨に反するものとなるよというような意味合いでございます。

提案者意思といたしましてはおおむね上記のとおりでございますけれども、拘束するような立法は法令に抵触するおそれもありますので、尊重の解釈につきましては訓示的な意味合いが強いものと考えております。

したがいまして、投票率の高低も含めまして、その結果全てについて、文部科学大臣、奈良県議会、奈良県知事及び奈良県教育委員会に対し結果を通知するものとなるかと思っております。

○議長（東久保耕也君） 山出君。

○4番（山出哲史君） ありがとうございます。

以上で私からの質疑を終わります。

○議長（東久保耕也君） 38番伊藤君。

（38番 伊藤 剛君 登壇）

○38番（伊藤 剛君） 私は、今議題とされております議会議案第2号について、一問一答方式により数点質疑をさせていただきます。

地方自治法第112条第1項によりますと、議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出できるものの、予算についてはその対象とされていないと規定をされております。予算を伴うことが避けられない本条例案は、長の予算提案権の侵害と捉えられるおそれがあります。

そこで、予算を伴う条例案を議員発議する場合には、予算化の可否等について、市長や財政当局と十分な調整をしておくことが好ましいと考えます。また、提案趣旨に問題がなくとも、現実的に予算が組めなければ実効性がなく、予算と条例の不一致といった困った状態に陥ります。加えて、多額の費用をかけての住民投票に対し、どこまでの必要性があるのかという点も議論になると思われます。

そこで、以下、質疑させていただきます。

初めに、総合政策部長にお尋ねします。

この条例提案は、市内の県立高校再編について、奈良市民へその賛否を問う市民投票条例であります。このことが本市の総合計画等に対し、何か大きく影響することがあるのかどうか伺います。

以上で私の1問目といたします。

○議長（東久保耕也君） 総合政策部長。

○総合政策部長（染谷禎章君） 伊藤議員の御質問に、一問一答式ですので自席からお答えをいたします。

総合計画は、市政運営の基本方針でもございます。県立高校の再編についての記載もございませんので、本市の総合計画に対して大きく影響を与えることはないと考えております。

以上でございます。

○議長（東久保耕也君） 伊藤君。

○38番（伊藤 剛君） ありがとうございます。

それでは、次に、三橋議員にお尋ねをしたいと思います。

公職選挙法に基づく投票の方法として、投票日にみずから投票する方法とともに点字による投票がありますが、選挙期日に投票に行けない状況を考慮し、期日前投票や不在者投票などの制度

も法律に規定されております。しかし、今条例案には期日前投票、不在者投票などの制度が記載されておられません。これでは、条例案の目的であります「市民の意思を的確に反映させることを目的とする。」ということ達成できないのではないのでしょうか。

これらの制度を条例案に含めるべきであると考えますが、この点について御見解をお尋ねします。

○議長（東久保耕也君） 三橋議員。

○16番（三橋和史君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

公職選挙法における投票の方法であります不在者投票、指定施設での投票や遠隔地での投票、また郵便による投票及び期日前投票についての規定が設けられていることは承知してございます。

これらは国民主権原理及び平等原則を基調とする日本国憲法第15条及び第14条に照らし、憲法は選挙権の行使の場面における政治的平等については徹底した平等を志向するものであると指摘する最高裁判例も示され、各学説におきましても、今日においてはその点ほとんど異論なく確立されてきた見解であり、この重要な基本的人権である選挙権行使の機会を確保すべく、国においては必要な財政上の措置とともに法的整備を図ってきたものと解しております。

一方で、憲法第15条第1項に規定する、国民固有の権利である選挙権とは関係がなく、その根拠を、住民投票を実施する地方公共団体の制定する条例に初めて見出すこととなる本件市民投票における投票する権利は、憲法上の権利と全く同一に論ずることは困難であると考えております。

議員御指摘の趣旨を踏まえ、理想として目指さんとする制度設計は一定程度理解することはできますけれども、選挙権の行使の場面並みの制度設計を行うことによって要する財政上の負担や事務上の負担、これを設けないこととした場合に侵害されることとなる憲法上の人権制約の有無などの観点から考慮いたしましたところ、市民投票条例の制定に当たっては、本市議会における立法政策上の合理的な裁量が認められ、本件条例案はその裁量の範囲を逸脱、濫用するものではないと考えております。

この点に関しましては、ほかの都道府県レベルの地方公共団体における住民投票の規程についても同様の定めにより実施した事例もございまして、法制上の問題もなく行われ、社会的にも是認され、滞りなく行われた事実もございまして、本件条例案につきましても何ら問題ないものと考えてございます。

○議長（東久保耕也君） 伊藤君。

○38番（伊藤 剛君） ありがとうございます。

それでは、三橋議員にもう一点御質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど、投票結果尊重義務について少しやりとりがあったわけではありますが、この投票結果につきましても、投票者数が少ない投票結果にこの尊重義務を課すということは適切ではないのではないかと考えます。したがって、住民投票が成立するための基準を設ける必要があるのではないかと、こういう考えもございまして。

また、住民投票を実施したとしても、一定の投票率に達しない場合、少数派が投票結果を制してしまう、こういった危険性の予測も十分考えられます。こうしたケースは十分民意を反映していないおそれがありますので、成立要件を必要とする、こうした考えがありますが、こうしたことについての提案者のお考えをお尋ねしたいと思っております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） お答えいたします。

先ほども山出議員の質問にも答えましたとおり、条例案第10条第2項の解釈に関連しても、尊重するという語句の解釈に関連しましてでございますけれども、訓示的な意味合いが強いものと考えておりました、何か立法政策上、あるいは行政執行上の拘束力を、関係機関に通知するという点以外に関しまして、設けるものではございませんので、特に問題がないものというふうを考えております。

最低投票率に関する規定についてでございますけれども、住民投票を実施するに当たって、最低投票率に関する規定を設けるのか否かという点に関しましては、有識者においても見解が分かれるところでございます。同規定を設けるべきとする見解につきましては、当該住民投票における投票率が低く、一部の者による投票にすぎないものとして、民意を反映したものとは言えないのではないかとこの観点を根拠としているところであろうというふうを考えます。

しかしながら、この見解に対しましては、一方、他方の立場から、いずれの水準を最低投票率と設定すれば、それ以上であれば民意が正確に示されたものであるのかという具体的な基準を設定する合理的根拠を示すことは不可能であるという問題点が指摘されており、投票期日のいかににより投票率は上下する可能性があること、最低投票率を設けることにより不投票を促す運動が発生する可能性があることなどを一般的に問題視する意見があり、住民投票を実施いたします以上、この結果を開示すべきことはもちろんのこと、投票率の高低も含めまして民意の表示であると、そういうことは間違いないわけでございますから、あえてこれを設ける必要性はないものと考えております。

よって、本件条例案につきましても、当該規定は設けてございません。

○議長（東久保耕也君） 伊藤君。

○38番（伊藤 剛君） 三橋議員、どうもありがとうございます。

次に、市長にお尋ねをしたいと思います。

条例提案に係る財政措置につきましては提案者、賛成者と協議されたのか、もしされたのであればいつの時点であったのか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 先ほど来出ております財政措置についてという部分につきましては、協議、検討は行っておりません。

○議長（東久保耕也君） 伊藤君。

○38番（伊藤 剛君） それでは、最後に、市長にもう一点お伺いしたいと思います。

議会がこの条例案を可決した場合に予算措置の義務が課せられますが、このことについての市長の御所見を最後にお尋ねいたします。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 条例が可決されました場合には、速やかに本市といたしまして実施の必要性等も含めて検討していかなければならないと考えております。

○議長（東久保耕也君） 伊藤君。

○38番（伊藤 剛君） 以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（東久保耕也君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東久保耕也君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時26分 休憩

午後4時50分 再開

○議長（東久保耕也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（東久保耕也君） 議事の都合により、会議時間を午後7時まで延長いたします。

○議長（東久保耕也君） 22番八尾君。

○22番（八尾俊宏君） 動議を提出いたします。

ただいま議題にされております日程第2、議会議案第2号につきましては、委員会付託を省略されたいと存じます。

各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（東久保耕也君） 15番早田君。

○15番（早田哲朗君） ただいまの動議に賛成いたします。

○議長（東久保耕也君） ただいま22番八尾君より、日程第2、議会議案第2号については、委員会付託を省略されたいとの動議が提出され、賛成者もあり、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

本動議のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（東久保耕也君） 起立多数であります。

よって、委員会付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより討論を行います。

通告がございますので、発言を許します。

22番八尾君。

（22番 八尾俊宏君 登壇）

○22番（八尾俊宏君） 自民党奈良市議会の八尾でございます。

私は、自民党奈良市議会を代表いたしまして、日程第2、議会議案第2号 県立高等学校適正化実施計画の賛否を問う市民投票条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

この条例案は、住民投票という投票行為を実施することで相当の予算措置が必要となります。地方自治法第222条の逐条解説には、議会の議員が予算を伴う条例案を提出する場合も本条の趣旨を尊重し、あらかじめ執行機関と連絡の上、財源見通しを得る必要があろうとされており、我が会派は、地方自治法第222条にあるように、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないと考えます。

平成31年度の一般会計予算案の総務費の選挙費に参議院議員選挙費が計上されておりますが、全てその財源は特定財源で、市が執行できる一般財源はなく、予算の裏づけが見当たりません。

よって、まず議員が予算を伴う条例案を提出する場合は、地方自治法第222条の趣旨を尊重され、あらかじめ執行機関と調整の上提案されるべきと考え、本案に反対いたします。

以上です。

○議長（東久保耕也君） 21番北村君。

（21番 北村拓哉君 登壇）

○21番（北村拓哉君） 日本共産党の北村拓哉です。

私は、日本共産党奈良市会議員団を代表して、議会議案第2号 県立高等学校適正化実施計画の賛否を問う市民投票条例の制定について討論を行います。

提案者の説明を今し方向いました。昨年6月定例市議会で全会一致で議決された県立高等学校適正化実施計画案の議決の延期と説明を求める意見書案を提案した会派として、条例の趣旨には賛同できるところもありますが、同時に制度設計上の課題等も散見されます。重要な内容を扱っているにもかかわらず、突然の条例提案ということになっています。本来なら、提案に至る前の段階も含め、もっと慎重な検討が必要であると考えます。

私たち議員団としては、趣旨には賛同できるところもあり、本議案には賛成の立場を表明しますが、上記の意見もあわせて述べるものです。

以上、討論といたします。

○議長（東久保耕也君） 25番植村君。

（25番 植村佳史君 登壇）

○25番（植村佳史君） 無所属の植村でございます。再度、出てまいりました。

それでは、私は、議会議案第2号 県立高等学校適正化実施計画の賛否を問う市民投票条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

以下、その理由を述べます。

まず1点目に、奈良市議会は平成30年6月25日に県立高等学校適正化実施計画案の議決の延期と説明を求める意見書を全会一致で採択したものの、その説明は尽くされず、奈良県議会において議決も行われ、同意見書の内容に答えられなかった経緯からして、奈良市民36万人の代弁者としてはこの状況をそのまま看過できないということと、市民に説明ができない状況が続いているということをお大変遺憾に感じているということでもあります。

2点目に、これまでに平城高等学校の存続と奈良高等学校の現地建てかえを求める意見を中心にして、同計画に異論を唱える約5万筆にも上る署名が、文部科学省や奈良県の関係機関に対して提出されました。この数は恐らく、奈良県民であると考えた場合には、奈良市民の比率4分の1を掛けると1万2500筆に当たります。これは、直接請求ができる有権者数を6,000筆としても、その数が、どれだけの方々の思いが寄せられているのかということが想像できます。

以上の2点の理由がある以上は、私は委員会に付託をして、異論を唱える市民の声も聞いて議論を深めていくべきではないのかなと感じていたことをつけ加えておきます。

以上のことから、議会議案第2号 県立高等学校適正化実施計画の賛否を問う市民投票条例の制定について賛成し、討論といたします。

○議長（東久保耕也君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東久保耕也君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（東久保耕也君） 起立少数であります。

よって、議会議案第2号は否決することに決定いたしました。

議会議案第2号

県立高等学校適正化実施計画の賛否を問う市民投票条例の制定について
否決と決定

○議長（東久保耕也君） 以上で本日の日程は終了いたしましたので、本日の会議はこれで閉じることにいたします。

なお、予算審査等特別委員会に付託いたしました審議の関係もありますので、明日より本会議を休会いたしたいと思いますが、そのようにいたしまして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東久保耕也君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

なお、本会議の再開につきましては、改めて御通知申し上げます。

本日はこれで散会いたします。

午後5時0分 散会